

## 春の全国交通安全運動等推進会議

日 時 令和 7 年 2 月 2 1 日（金）午前 1 1 時  
場 所 川崎区役所 1 2 階会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 題

#### （1）令和 7 年春の全国交通安全運動の推進について

【資料 1】令和 7 年春の全国交通安全運動・中央地区実施計画（案）

#### （2）令和 7 年自転車マナーアップ強化月間の推進について

【資料 2】令和 7 年自転車マナーアップ強化月間・中央地区実施計画（案）

#### （3）令和 7 年夏の交通事故防止運動の推進について

【資料 3】令和 7 年夏の交通事故防止運動・中央地区実施計画（案）

#### （4）その他

### 4 閉 会

# 令和 7 年春の全国交通安全運動

## 川崎区中央地区実施計画(案)

### スローガン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう  
かわさきは 安全・安心 まもるまち

### 1 目 的

入学や進級を迎える4月以降は、こどもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。そこで、こどもたちをはじめ、すべての区民を交通事故から守るために、区民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

### 2 期 間

実施期間 4月6日(日)から4月15日(火)までの10日間  
【交通事故死ゼロを目指す日：4月10日(木)】

### 3 運動の重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止

### 4 運動の進め方

- (1) 当協議会においては、本運動の目的や重点を踏まえつつ、関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで運動を展開します。
- (2) 関係機関・団体においては、組織のすみずみまで本運動の趣旨を徹底するとともに、組織と地域の実情に応じた方策をたて、地域ぐるみ組織ぐるみの実効ある運動を推進します。
- (3) 運動の実施に当たって、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めます。

## 5 具体的な計画

### 新入学児童交通安全キャンペーン

管内の各小学校の入学式会場付近において、中央地区交通安全母の会会員を中心に新入学児童とその保護者に対して啓発物を配布します。

- 1 日 時 4月7日(月) 午前9時から午前10時30分まで
- 2 場 所 川崎・京町・新町・田島・東大島・向・旭町・宮前小学校
- 3 啓発物 反射材「かえるマスコット」  
交通安全ABCクリアファイル  
その他

### 町内会・自治会推進本部の設置

本運動を地域ぐるみで推進するため、町内会・自治会は、早朝から街頭に推進本部を設置して、登下校時の新入学児童・園児などの子どもたちをはじめ、歩行者や自転車利用者に対する保護・安全指導など、交通安全ひとこえ運動を展開します。

なお、交通環境と地形上の関係で街頭に推進本部を設置できない町内会・自治会においては、啓発物の配布などを中心とした交通安全キャンペーンを行います。

- 1 日 時 本運動実施期間中 (4月6日～4月15日)
- 2 場 所 各町内会・自治会区域の交通ふくそう地点
- 3 啓発物 ティッシュペーパー、チラシ、その他

◆各町内会・自治会へのお願い：実施期間・場所が決まりましたら、事務局へ御連絡ください。

### 春の全国交通安全運動キャンペーン

広く区民に本運動の趣旨を周知するとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通安全意識の高揚を図るため、交通事故死ゼロを目指す日である4月10日(木)に、次のとおりキャンペーンを実施します。

- 1 日 時 4月10日(木) 14時予定
- 2 場 所 JR川崎駅前及びその周辺 ※雨天実施
- 3 内 容 交通ルールの遵守及びマナーの向上を呼びかけながら、啓発物を配布します。
- 4 参加要請 町内会・自治会 中央地区交通安全母の会  
中央地区交通部長会 川崎交通安全協会  
川崎安全運転管理者会 川崎交通指導員連絡会  
川崎地域交通安全活動推進委員協議会  
川崎警察署 川崎区役所 その他関係団体

※川崎市消防音楽隊による演奏、1日警察署長(FMヨコハマ 街角リポーター 藤田優一氏)、1日警察官(川崎区内の企業から選定)、銀柳街でのパレード実施などを現在調整中

## 広 報 活 動

本運動の趣旨を広く区民に周知徹底し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ります。

- 1 広報車による広報 地域を巡回します。
- 2 各種広報誌紙の活用 町内会・自治会報、シグナル（交母会会報誌）などに本運動の趣旨などを掲載します。
- 3 各種広報媒体の活用 ポスター類を掲示します。
- 4 諸会議の活用 地域、職域などの各種会議で趣旨を周知します。

## 教 育 活 動

安全で正しい交通ルール・マナーを普及させるため、川崎警察署をはじめ、川崎交通安全協会、川崎交通事故防止研究会などの協力を得て、次の交通安全教育を推進します。

- 1 新入学児童交通安全教室（小学校）  
新入学児童に安全で正しい交通ルールの基本を身につけさせるため、警察署担当官の話、交通安全指導員による歩き方指導、交通安全映画の上映、歩行練習などを行います。
- 2 幼児交通安全教室（幼稚園・保育園）  
安全で正しい交通ルールの基本を身につけさせるため、警察署担当官の話、交通安全指導員のパネル等による歩き方指導、交通安全映画の上映、歩行練習などを行います。
- 3 自転車の安全な乗り方教室（小学校）  
自転車の安全な乗り方やルールを普及させるため、警察署担当官の話、川崎交通事故防止研究会による校庭へのコース設置による実技指導などを行います。
- 4 町内会・自治会交通安全教室  
安全で正しい交通ルールの基本を身につけさせるため、警察署担当官の話、交通安全指導員による歩き方指導・自転車の安全な乗り方指導、交通安全映画の上映などを行います。

## 川 崎 区 中 央 地 区 交 通 安 全 対 策 協 議 会

事務局 川崎区役所危機管理担当 電話 201-3134  
FAX 201-3209

# 令和 7 年自転車マナーアップ強化月間 川 崎 区 中 央 地 区 実 施 計 画 (案)

スローガン

自 転 車 も      の れ ば 車 の      な か ま い り  
か わ さ き は      安 全 ・ 安 心      ま も る ま ち

## 1 目 的

この運動は、自転車の交通事故を防止する運動を展開し、区民一人ひとりに交通安全知識を普及することで、交通安全思想の高揚を図るとともに、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

## 2 期 間

実施期間 5月1日（木）から5月31日（土）までの1か月間

## 3 運動の重点

- (1) 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進
- (3) 自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- (4) 飲酒運転の根絶

## 4 運動の進め方

- (1) 当協議会においては、本運動の目的や重点を踏まえつつ、関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで運動を展開します。
- (2) 関係機関・団体においては、組織のすみずみまで本運動の趣旨を徹底するとともに、組織と地域の実情に応じた方策をたて、地域ぐるみ組織ぐるみの実効ある運動を推進します。
- (3) 運動の実施に当たって、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めます。

## 5 具体的な計画

### 自転車マナーアップキャンペーン

5月が「自転車マナーアップ強化月間」であることから、中央地区では自転車の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通安全意識の高揚を図るため、次のとおりキャンペーンを実施します。

- 1 日 時 5月上旬 ※雨天決行
- 2 場 所 JR川崎駅前に集合後、京急川崎駅前を重点区域として実施します。  
(※雨天の場合は、銀柳街でのみ実施します)。
- 3 内 容 「自転車マナーアップ強化月間」の趣旨を周知し、交通ルールの遵守及びマナーの向上を呼びかけながら、自転車利用者に対して啓発物の配布又は指導をします。
- 4 参加要請 町内会・自治会 中央地区交通安全母の会  
中央地区交通部長会 川崎交通安全協会  
川崎安全運転管理者会 川崎交通指導員連絡会  
川崎地域交通安全活動推進委員協議会  
川崎警察署 川崎区役所 その他関係団体

### 広 報 活 動

本運動の趣旨を広く区民に周知徹底し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ります。

- 1 広報車による広報 地域を巡回します。
- 2 各種広報媒体の活用 ポスター類を掲示します。
- 3 諸会議の活用 地域、職域などの各種会議で趣旨を周知します。

### 教 育 活 動

安全で正しい交通ルール・マナーを普及させるため、川崎警察署をはじめ、川崎交通安全協会、川崎交通事故防止研究会などの協力を得て、次の交通安全教育を推進します。

- 1 新入学児童交通安全教室（小学校）  
新入学児童に安全で正しい交通ルールの基本を身につけさせるため、警察署担当官の話、交通安全指導員による歩き方指導、交通安全映画の上映、歩行練習などを行います。
- 2 自転車の安全な乗り方教室（小学校）  
自転車の安全な乗り方ルールを普及させるため、警察署担当官の話、川崎交通事故防止研究会によるパネルを使った講義や校庭へのコース設置による実技指導などを行います。
- 3 町内会・自治会交通安全教室  
安全で正しい交通ルールの基本を身につけさせるため、警察署担当官の話、交通安全指導員による歩き方指導・自転車の安全な乗り方指導、交通安全映画の上映などを行います。

## 川崎区中央地区交通安全対策協議会

事務局 川崎区役所危機管理担当 電話 201-3134  
FAX 201-3209

# 令和 7 年夏の交通事故防止運動

## 川崎区中央地区実施計画(案)

### スローガン

交通ルールを守って 夏を楽しく安全に  
かわさきは 安全・安心 まもるまち

### 1 目 的

この運動は、夏のレジャーなどによる過労運転や、夏休み特有の解放感による無謀運転等の増加に伴う交通事故が多発する傾向にあるため、区民一人ひとりに交通安全知識を普及し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけることにより、夏休み前に交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

### 2 期 間

実施期間 7月11日(金)から7月20日(日)までの10日間

### 3 運動の重点

- (1) 過労運転・無謀運転の防止
- (2) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (3) 自転車の交通事故防止
- (4) 二輪車の交通事故防止

### 4 運動の進め方

- (1) 当協議会においては、本運動の目的や重点を踏まえつつ、関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで運動を展開します。
- (2) 関係機関・団体においては、組織のすみずみまで本運動の趣旨を徹底するとともに、組織と地域の実情に応じた方策をたて、地域ぐるみ組織ぐるみの実効ある運動を推進します。
- (3) 運動の実施に当たって、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めます。

## 5 具体的な計画

### 夏の交通事故防止キャンペーン

広く区民に本運動の趣旨を周知するとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通安全意識の高揚を図るため、次のとおりキャンペーンを実施します。

- 1 日 時 7月中旬 ※雨天決行
- 2 場 所 川崎アゼリア サンライト広場に集合後、川崎アゼリアにてキャンペーンを実施します。
- 3 内 容 交通ルールの遵守及びマナーの向上を呼びかけながら、啓発物を配布します。
- 4 参加要請 町内会・自治会 中央地区交通安全母の会  
中央地区交通部長会 川崎交通安全協会 川崎安全運転管理者会  
川崎交通指導員連絡会 川崎地域交通安全活動推進委員協議会  
川崎警察署 川崎区役所 その他関係団体

### 交通安全違法駐車追放パトロール

広く区民に本運動の趣旨を周知するとともに、地域から違法駐車を追放するため、当協議会は次のとおり交通安全パトロールを実施します。

(※なお、予備日を設けておりませんので、当日雨天の場合も集合していただき、後日パトロールを実施していただきます。また、ベスト等の着用をお願いします。)

| 地区別  | 大島地区                | 中央地区                | 渡田地区                |
|------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 実施日時 | 7月11日(金)<br>午後7時～8時 | 7月14日(月)<br>午後7時～8時 | 7月15日(火)<br>午後7時～8時 |
| 集合時間 | 午後7時                | 午後7時                | 午後7時                |
| 集合場所 | 大島4丁目町内会館           | 川崎区役所会議室            | 渡田3・4丁目町内会館         |
| 参加要請 | 各町内会・推進委員           | 各町内会・推進委員           | 各町内会・推進委員           |

### 広 報 活 動

本運動の趣旨を広く区民に周知徹底し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ります。

- 1 広報車による広報 地域を巡回します。
- 2 各種広報誌紙の活用 町内会・自治会報、シグナル(交母会会報誌)などに本運動の趣旨などを掲載します。
- 3 各種広報媒体の活用 ポスター類を掲示します。
- 4 諸会議の活用 地域、職域などの各種会議で趣旨を周知します。

## 教 育 活 動

安全で正しい交通ルール・マナーを普及させるため、川崎警察署をはじめ、川崎交通安全協会、川崎交通事故防止研究会などの協力を得て、次のとおり交通安全教育を推進します。

### 1 幼児交通安全教室（幼稚園・保育園）

安全で正しい交通ルールの基本を身につけさせるため、警察署担当官の話、交通安全指導員のパネル等による歩き方指導、交通安全映画の上映、歩行練習などを行います。

### 2 町内会・自治会交通安全教室

安全で正しい交通ルールの基本を身につけさせるため、警察署担当官の話、交通安全指導員による歩き方指導・自転車の安全な乗り方指導、交通安全映画の上映などを行います。

## 川 崎 区 中 央 地 区 交 通 安 全 対 策 協 議 会

事務局      川崎区役所危機管理担当      電話 201-3134  
FAX 201-3209

# 交通安全キャンペーン等緊急中止基準

日頃から、交通安全の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、近年では、集中豪雨、落雷及び突風などによる被害が増えていることから、交通安全キャンペーン当日に警報が発表される恐れもあります。

つきましては、御参加いただく皆様の安全を第一に考え、次のとおり中止基準を設けましたので、テレビやラジオ等で最新の情報を確認し、実施の可否について**各自で**御判断くださるようお願いいたします。

なお、**判断が難しい場合は事務局まで御連絡ください。**

## 【中止基準】

- 1 新入学児童交通安全キャンペーン（４月７日（月））  
実施時間に警報が１つでも発表されていれば中止とします。  
その場合は学校から児童啓発物を配布していただきます。
- 2 春の全国交通安全運動キャンペーン（４月１０日（木））  
警報が１つでも発表されていれば中止とします。
- 3 町内会・自治会推進本部設置（４月６日（日）～１５日（火））  
のぼり旗を手持ちで使用する場合、車のドライバーの視界を遮ったり、  
通行人の妨害にならないように注意してください。
- 4 自転車マナーアップキャンペーン（５月上旬）  
警報が１つでも発表されていれば中止とします。
- 5 夏の交通事故防止キャンペーン（７月中旬）  
警報が１つでも発表されていれば中止とします。
- 6 違法駐車追放パトロール（７月１１日（金）、１４日（月）、１５日（火）午後７時）  
警報が１つでも発表されていれば中止とします。

〔事務局〕 川崎区役所危機管理担当 明石・茗荷  
電話 ０４４－２０１－３１３４

## 川 崎 区 中 央 地 区 交 通 安 全 対 策 協 議 会 規 約

### （名 称）

第1条 この会は、川崎市中央地区交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）という。

### （目 的）

第2条 協議会は、川崎市中央地区における交通事故防止と交通秩序の確立のため、地域住民並びに関係諸団体による自主的な交通安全運動の推進を図ることを目的とする。

### （事 業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）交通安全思想の啓発及び交通安全教育の普及徹底に関すること。
- （2）地域における交通安全運動の実践に関すること。
- （3）児童に対して学校及び家庭において交通安全に対するしつけの徹底に関すること。
- （4）道路・交通環境の整備改善の促進に関すること。
- （5）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

### （組 織）

第4条 協議会は、中央地区内の交通安全関係機関の職員及び団体の代表者のうちから川崎市交通安全対策協議会会長が委嘱する委員をもって組織する。

### （顧 問）

第5条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応じて協議会に対して助言を行うものとする。

### （役 員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

|      |     |
|------|-----|
| 会長   | 1名  |
| 副会長  | 4名  |
| 常任委員 | 若干名 |
| 会計   | 1名  |
| 会計監査 | 2名  |

- 2 役員は、委員の互選とする。

### （任 務）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その任務を代行する。
- 3 常任委員は、会務を処理する。
- 4 会計は、会計をつかさどる。

5 会計監査は、会計を監査する。

**(役員の任期)**

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(会 議)**

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、年1回開催し、必要ある時は臨時総会を開催することができる。

3 次の事項は、総会において決定する。

(1) 規約の改廃に関すること。

(2) 協議会の事業計画、予算及び決算に関すること。

(3) その他、総会に図る必要な事業等に関すること。

**(専門部会)**

第10条 協議会に専門部会として、交通部長会を置き別に定める会則により各種交通安全運動の推進等の事業を行う。

2 会長が特に必要と認めるときは、特別部会を置くことができる。

**(経 費)**

第11条 協議会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 川崎市交通安全対策協議会からの事業費

(2) その他の収入

**(会計年度)**

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**(事務局)**

第13条 協議会の事務局は、川崎区役所危機管理担当に置く。

2 事務局長は、川崎区役所副区長をもって充てる。

**(その他)**

第14条 この会則に定めのあるほか、協議会の運営について必要な事項は、役員会で決定する。

附 則

この規約は、昭和44年7月24日から施行する。

附 則

この改正規約は、昭和54年7月5日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成12年6月16日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成24年6月21日から施行する。